

令和5年5月22日

お客さま各位

米子信用金庫

通帳アプリの機能追加について

当金庫では、2023年5月22日（月）より、お客さまの利便性向上を図るため、「住所変更受付」および「紛失届受付」を通帳アプリの機能に追加いたしました。

「住所変更受付」では、通帳アプリに登録している口座に紐づくお客さまの「住所」「電話番号」を来店することなく変更の届出ができます。ただし、次の場合は、通帳アプリで住所変更の手続きができません。詳しくはお取引店にお問合せください。

・名義変更を伴う場合

・次の取引がある場合

マル優、マル特、財形年金、財形住宅、投資信託、公共債、当座勘定、でんさい、営業区域外に転居する会員、お取引に制限がある方

国籍や居住地区が日本以外で運転免許証またはマイナンバーカードの他に確認書類が必要となる方、信用保証協会等に別途届出が必要な融資取引がある方

「紛失届受付」では、通帳アプリに登録している口座の通帳・キャッシュカードの紛失の届出ができ、出金取引を即座に停止いたします。紛失した通帳・キャッシュカードの再発行をご希望の場合や、通帳・キャッシュカードを発見した場合は、お取引店舗の窓口にて各種手続きをしてください。

なお、「住所変更受付」の機能追加により、メールオーダーおよび個人IBによる住所変更届の受付は令和5年5月21日をもって終了いたします。